

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 14 日現在

機関番号：32406

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2014～2015

課題番号：26780075

研究課題名(和文) 著作物流通円滑化のための「デジタル著作権取引所」に関する研究

研究課題名(英文) Study on Digital Copyright Exchange (DCE) for promoting digital contents distribution.

研究代表者

張 睿暎 (CHANG, Yeyoung)

獨協大学・法学部・准教授

研究者番号：80434231

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、著作物利用の手続きを簡素化して費用を下げることに焦点をあて、円滑な著作物流通のための制度設計への示唆を得ようとするものである。

韓国および英国における現地調査および現状分析の結果、1) 既存市場をオンライン化し、合法コンテンツを増大させ、既存の集中管理業務をデジタルネットワークへ対応させることと、2) 権利情報を集約・新規登録・拡大し、ライセンスをオンラインワンストップ化できる環境を助成することが必要であることが分かった。日本が優先的に取り組むべきことは、信頼できる包括的な権利情報DBの構築とオンラインワンストップ利用許諾による利用簡素化の推進である。

研究成果の概要(英文)：This study tries to get an insight for institutional design to promote digital contents distribution focused on reducing the costs and simplifying the procedures for the use of contents. After field survey and analysis about efforts of the Digital Copyright Exchange ("DCE") in South Korea and the United Kingdom, it turned out that, it is necessary 1) to increase the legal online content so that existing market can go on-line, 2) to aggregate the copyright information and expand the DB to grant an on-line one-stop licensing environment. Japan's priority is to create a comprehensive and reliable copyright information database ("DB") and to simplify the license procedure by building an on-line DB for licensing. Also, legislation may be considered for simplifying the license.

研究分野：知的財産法

キーワード：著作権 デジタル著作権取引所 著作物流通 コンテンツ保護 知的財産

1. 研究開始当初の背景

近年の急速なデジタル化・ネットワーク化の進展に伴い、知的財産の保護・活用に関する状況にも大きな変化が生じている。こうした時代の変革に対応すべく新たな知的財産戦略が求められる中、権利を適切に保護しつつ、著作物の円滑な利用を促進するための法制度についての検討が重要となる。著作物の円滑な利用を促進する法制度を検討するに際しては、円滑な利用を阻害する要因を把握することが肝要となるところ、こうした阻害要因としては、(1) 著作者や著作権者、あるいはその所在が判明しないこと、(2) 仮に判明した場合であっても利用するための手続きが煩瑣であること、が挙げられる。

阻害要因(1)を解消するためのものとして、諸外国における「権利者不明著作物(Orphan Works)利用制度」がある。著作者の死亡または法人の解散から相当年数を経過しパブリックドメインに帰属しているかどうか、あるいは著作権の保護期間内であるが権利者の所在が不明な「権利者不明著作物」を利用するための仕組みを提供することで著作物の円滑な流通を担保しようとするものである。本論点に関しては、「コンテンツの円滑な利用の促進に係る著作権制度に関する調査研究報告書」(三菱UFJリサーチ&コンサルティング、2007年3月)および「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書(第2部)」(情報通信総合研究所、2013年3月)を参考されたい。

さて、阻害要因(2)を解消するためのものとして構想されているのが「デジタル著

作権取引所(Digital Copyright Exchange)」である。「デジタル著作権取引所」とは、株式の売買取引のための施設である証券取引所のように、オンライン上で著作物の利用を申請・許諾できる取引システムである。韓国においては利用許諾手続きの煩雑さを解消することを企図して、デジタル著作権取引所を導入し、運用を始めたところであり、イギリスにおいても同様の構想があり、現在、制度の具体化に向けた取組が進められている。これに関しても、「諸外国における著作物等の利用円滑化方策に関する調査研究報告書(第3部)」(情報通信総合研究所、2013年3月)が先行研究として存在し、申請者も韓国部分の執筆者として参加した。

しかし、「デジタル著作権取引所」に関する上記報告書(第3部)は、(1)韓国に関してはデジタル著作権取引所のウェブサイトの翻訳や関係者への電話ヒアリングにとどまり、運用開始から日が浅いことから十分な運用例を集める事ができなかったこと、(2)イギリスに関しては、制度の具体化に向けた取組が進められている段階にすぎず、具体的な運用状況を知ることができなかったこと、が限界として指摘される。

韓国及びイギリスにおけるデジタル著作権取引所の取組は、日本における著作物の利用円滑化のための制度構想にも示唆を与えるものであるが、韓国のデジタル著作権取引所は、実施されてまだ間もないこと、イギリスに至っては、いまだ実施されていない段階であることから、引き続き、今後の運用実態や課題等について、動向を把握していくことが求められているということが研究の背景

である。

2. 研究の目的

著作物の円滑な利用を促進するための法制度としての、「デジタル著作権取引所」に関する関心は高いものの、先行研究においては、韓国及びイギリスにおけるデジタル著作権取引所が開始段階であったこともあって、日本への示唆を得るに足りる詳しい情報は得ることができなかった。韓国及びイギリスにおけるデジタル著作権取引所に関する取組は、これまでの著作物の利用に係る権利処理コストを低下させ、著作物の利用の円滑化を促進し得る制度として注目されるが、一方で、デジタル著作権取引所の取組が、制度として運用を開始した段階であったり、制度を導入する段階であることに照らせば、引き続き、韓国およびイギリスでのデジタル著作権取引所にかかる運用上の課題、すなわち具体的な運用状況と課題、政策および立法における政府の役割、著作権集中管理団体を含む著作権者との関係、企業ユーザおよび個人ユーザの利用状況についても調査し、検証を行っていく必要がある。

そのため本研究は、先行研究を踏まえて、以下の点を更に明らかにし、日本への一定の示唆を得ることを目的とした。

(1)韓国およびイギリスにおけるデジタル著作権取引所の仕組みと具体的な運用状況（法的問題点を含む）の調査・分析

デジタル著作権取引所の導入に関する両国政府の政策および立法における役割と取組み

デジタル著作権取引所の導入および運

用に関する著作権者（著作権集中管理団体および個別著作権者）の取組み

デジタル著作権取引所の利用者である企業ユーザおよび個人ユーザの利用状況（主に企業ユーザを利用対象者とする韓国と、少額ではあるものの多種多様な利用方法が行われる小規模企業ユーザや個人ユーザをも含めて利用対象者として想定しているイギリスとの比較を含む）

(2)日本におけるデジタル著作権取引所の導入のための制度設計への示唆

日本におけるデジタル著作権取引所に類似する民間の取組や広く著作物の利用許諾の実態や課題の検討

上記の研究調査結果を検討・分析し、政府、権利者、利用者の各当事者の役割および法的仕組みを見出すための一定の示唆を提供

3. 研究の方法

この研究の目的を達成するために、本研究は、(1)論点整理および資料収集、(2)現地調査（関係者ヒアリング含む）、(3)調査結果の比較分析、(4)示唆点整理および成果報告、という4段階プロセスを、韓国・イギリスの2つの調査地域毎に適用して研究を進めた。

(1)論点整理および資料収集

先行研究を踏まえ、両国のデジタル著作権取引所の導入の際の議論（イギリスの場合は「著作権ハブ」の議論も含む）、かかる運用上の課題等を、追加的な文献調査によりまとめた。

更に両国における国内の最新の議論を、インターネット等を利用して把握し、そこ

から分かった確認すべき点・質問すべき点をまとめて、現地研究協力者に予め質問票として送付した。現地研究協力者には、可能な資料の事前収集のお願い、必要なミーティングのセッティング等も依頼した。こうすることで、短期間の現地調査を効率的に行うことができた。

(2) 現地調査

イギリス（ロンドン）および韓国（ソウル）に行き、現地の政府関係者、権利者団体および利用者を対象に、文献調査では知ることのできない事情をヒアリングし、現地研究協力者に法的課題についてもヒアリングした。韓国およびイギリスにおけるデジタル著作権取引所の仕組みと具体的な運用状況（問題点を含む）の調査・分析に関して、下記3点に特に注意しながら調査した。

デジタル著作権取引所の導入に関するイギリスおよび韓国政府のコンテンツ政策および著作権立法における役割と取り組み

デジタル著作権取引所の導入および運用に関する著作権者（著作権集中管理団体および個別著作権者）の取り組み（利用承諾契約の実例を含む）

デジタル著作権取引所の利用者である企業ユーザおよび個人ユーザの利用状況（主に企業ユーザを利用対象者とする韓国と、少額ではあるものの多種多様な利用方法が行われる小規模企業ユーザや個人ユーザをも含めて利用対象者として想定しているイギリスとの比較を含む）

(3) 調査結果の分析

ヒアリング結果は、文献調査内容と合わ

せて分析し、更に比較法の観点から日本の状況と比較・検討した。

日本におけるデジタル著作権取引所の導入の制度設計への示唆に関しては、下記2点に特に注意しながら検討・分析した。

日本におけるデジタル著作権取引所類似の民間の取組み、著作物の利用許諾の実態や課題の検討

上記研究調査結果を検討・分析し、政府、権利者、利用者の各当事者の役割および法的仕組みを見出すための一定の示唆を提供

(4) 比較分析および成果報告

研究の成果は適宜、研究会や刊行物を通して報告し、国内の関連する議論の土台になるように努めた。国内関係者への有意義な議論を行うことができた。

4. 研究成果

本研究は、著作物利用の手続きを簡素化して費用を下げることに焦点をあて、韓国および英国におけるデジタル著作権取引所（Digital Copyright Exchange : DCE）の取組みを紹介し、欧米の動向を踏まえて、円滑な著作物流通のための制度設計への示唆を得ようとするものである。

韓国および英国における現地調査および現状分析の結果、既存市場をオンライン化し、合法コンテンツを増大させ、既存の集中管理業務をデジタルネットワークへ対応させることと、権利情報を集約・新規登録・拡大し、ライセンスをオンラインワンストップ化できる環境を助成することが必要であることが分かった。

日本が優先的に取り組むべきことは、信頼

できる包括的な権利情報 DB の構築とオンラインワンストップ利用許諾による利用簡素化の推進である。そのためには、すでに始まっている業界ごとの権利情報 DB を集約・連携し、権利情報 DB が不在する分野においては、DB を新規作成することが考えられる。関連して、既存の著作権登録制度や裁定制度に関する法整備も考えられる。

オンラインマーケットを作るのは基本的に民間の機能であり、政府が主導すべきものではないが、デジタルコンテンツ流通において中核となるともいえる「効率的なオンラインワンストップ利用許諾システム」を構築するためには、「信頼できる包括的な権利者情報 DB」が前提となり、その構築は、民間の推進を継続しつつ、制度的障害をなくすための政府の支援が必要になる。政府の介入が考えられる分野として、標準化された権利情報 DB 構築の奨励、権利情報 DB の信頼性を改善するための措置、登録や利用のインセンティブを与える措置などがある。なお、本研究と関連して、2015 年度に文化庁にて著作権情報 DB 構築に関する検討会が行われており、2016 年度も検討が続く予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 1 件)

張睿暎「デジタルコンテンツの流通促進に向けた制度設計～英国・韓国のデジタル著作権取引所 (DCE) 構想からの示唆～」『著作権研究』第 42 号 (2016 年 4 月) 116-159 頁

〔学会発表〕(計 4 件)

張睿暎「デジタルコンテンツ流通促進の第一歩としての著作権情報公開 DB 構築 韓国・英国のデジタル著作権取引所 (DCE) からの示唆」第 13 回日本知財学会学術研究発表会 (講演番号 1B5) 2015 年 12 月 5 日於東京大学本郷キャンパス

張睿暎「デジタルコンテンツの流通促進に向けた制度設計～英国・韓国のデジタル著作権取引所 (DCE) 構想からの示唆～」(2015 年 6 月 7 日) 著作権法学会 / 工業所有権法学会合同研究大会個別報告於一橋記念講堂

張睿暎「デジタルコンテンツ流通促進のための制度設計 韓国および英国におけるデジタル著作権取引所 (DCE) 構想を参考に」第 12 回日本知財学会学術研究発表会 (2014 年 11 月 29 日) 於東京理科大学葛飾キャンパス

張睿暎「デジタルコンテンツ流通の現状と課題 集中管理制度と消尽論に焦点をあてて」日本知財学会コンテンツ・マネジメント分科会第 23 回分科会 (2014 年 5 月 28 日) 於東京理科大学神楽坂キャンパス

〔図書〕(計 0 件)

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況（計 0 件）

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年月日：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6．研究組織

(1)研究代表者

張睿暎（CHANG, Yeyoung）

獨協大学・法学部・准教授

研究者番号：80434231

(2)研究分担者

（ ）

研究者番号：

(3)連携研究者

（ ）

研究者番号：